

2024年8月27日

ブロック委員長各位
加盟チーム各位

東京都少年サッカー連盟
委員長 石神朋治

補聴器を着用しての試合出場について

平素は本連盟の事業にご協力賜り誠にありがとうございます。

昨今、「補聴器※を着用して公式試合に出場したい」とのお問い合わせが日本サッカー協会ならびに都道府県サッカー協会へ複数寄せられました。根拠となる以下の競技規則第4条に基づき、補聴器を装身具とみなすことで公式戦への参加ができない事例が複数発生していたと認識しています。

サッカー競技規則 第4条 抜粋

競技者は危険な用具、もしくはその他のものを用いる、または身につけてはならない。

「すべての装身具は禁止されており、外さなければならない。」

※ ヘッドギア、フェイスマスクまた膝や腕のプロテクターなど、危険でない保護用具で柔らかく軽いパッドが入った材質でできているものはゴールキーパの帽子やスポーツめがねと同様に認められる。

本連盟では、以下①～③の全てを充足していることが確認できた場合は、柔軟な解釈の上当該選手が補聴器着用での出場を認めることとします。なお、試合とは練習試合・公式戦を問わないものとします。

- ① 当該選手の出場を許可したチーム代表者・試合会場責任者・試合担当審判員・対戦相手チーム代表者の四者間にて、試合前に四者全員が着用について同意すること。
- ② 補聴器着用の可否を試合ごとに上記四者間で同意すること。
- ③ 補聴器を着用してプレーしたことにより当該選手、または相手選手が補聴器の接触等により怪我をした場合においても当事者間の責任において処理されるものとし、第三者は責任を負わないことに上記四者間で同意すること。

※ 当事者間とは原則として申請チーム代表者(当該選手の保護者を含む)と相手チーム代表者(相手選手の保護者を含む)を指す。

競技会ごとに柔軟に対応いただきたく、ご理解・ご協力の程、よろしく申し上げます。
ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

<本件に関するお問い合わせ先>

東京都少年サッカー連盟 大会運営統括本部・松村俊英

E-mail: matsumura@u12tfa.jp